



栃尾ロータリークラブ細則

定義

1. 理事会: 本クラブの理事会
2. 理事: 本クラブの理事会メンバー
3. 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数: 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI: 国際ロータリー
6. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブの会員13名以内で構成する理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、副会長、直前会長、会長エレクト(または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー)、幹事、会計、会場監督で構成される。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

会長:1年

副会長:1年

会計:1年

幹事:1年

会場監督:1年

理事:1年

監事:1年

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、年次財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第9節 監事はクラブ会計を監査する。

第5条 会員の種類

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第6条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は毎週火曜日12時30分に開催する。

例会に関するあらゆる変更または取消はすべてのクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。

第3節 本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリークラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員、クラブ細則、理事会の承認によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリークラブ定款第12条第1節と2節によるものでなければならない。

第4節 定例理事会は原則として毎月第2火曜日午後12時に開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第7条 出席免除に関する規定

本クラブの出席免除に関する規定を下記のように定める。

第1節 健康上の理由による休会 理事会に対して、本人または家族により休会願を提出し、これを理事会が承認することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、出席可能な状態になるまで休会することができる。家族の介護、出産、養子縁組、里親となる場合もこれに準ずる。他の理由による場合は理事会において審議する。

第2節 年齢とロータリー歴による出席免除

一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席既定の適用を免除されたい希望を、書面をもって申請し、これを理事会が承認した場合、本クラブへの例会出席を免除される。

第3節 復会 休会中の会員は理事会に復会願を提出し、これを理事会が承認することによって復会することができる。会員は復会月よりの会費等を支払わなければならない。

※注 休会・出席規定の免除については、会員身分の喪失を防ぐためのものであることを十分理解した上で申請することが望まれる。

第8条 会費

第1節 本クラブの年会費は年額180,000円とする。会費は次の通り支払われる。毎年4回7月1日、10月1日、1月1日、4月1日。クラブ年会費には、RI人頭分担金、「The Rotarian」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

第2節 第7条第1節によって出席を免除された会員は、理事会が承認することによって、その期間中RI人頭分担金、地区運営分担金、地区青少年育成活動会計を除く会費を免除することができる。なお、夜例会等の特別例会費については都度出欠を確認し、欠席の場合は免除とする。

第9条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第10条 委員会

第1節 クラブは、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、委員会活動を調整する。委員会の設置については、国際ロータリーが設置を推奨する委員会の他、必要に応じて、クラブ独自の委員会を任命できる。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第4節 クラブに以下の委員会を設置し、その任務は下記のとおりとする。

- (1) クラブ奉仕委員会
 - (a) 会報委員会
 - (b) 会員増強委員会

(c) 親睦・出席委員会

この委員会は、クラブの運営が効果的に実施されること、会報を作成し配布すること、クラブの広報活動に役立つこと。会員増強、退会防止に関すること、会員の例会出席の奨励、またその記録に関すること、親睦活動を深めることを任務とする。

- (2) 職業奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施することを任務とする。
- (3) 社会奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施することを任務とする。
- (4) 青少年奉仕委員会 この委員会は、青少年が将来十分な活動をするために必要とする知識・技能を修得し養うために求められるプロジェクトに対し支援し、これを推進する計画を立て、実施することを任務とする。
- (5) 国際奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施することを任務とする。
- (6) ロータリー財団委員会 この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する方策を考案しこれを実施することを任務とする。
- (7) 米山奨学委員会 この委員会は、米山奨学事業への理解促進を図り、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー米山奨学会を支援する方策を考案しこれを実施することを任務とする。

第11条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われる。

第4節 監事が、すべての財務処理について徹底した年次監査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第12条 会員選挙の方法

第1節 会員が、入会候補者を理事会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

第13条 慶弔に関する規定

会員の慶弔に関する規定は、これを別に定める。

第14条 その他に関する事項

その他必要な事項は理事会の承認によって決定する。

第15条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

附則 この細則は、2025年1月14日より施行する。